

再入学に関する関連規程（抜粋）

【学部】

I. 学則上の関連条項

- （１）学則第３８条（自主退学等）により退学した者、または学則第５０条（学費未納）により除籍された者の再入学は、学部教授会の議を経て、学年はじめに限り許可する。
- （２）学則第４４条（懲戒）により退学処分を受けた者の再入学は、退学後１年以上を経過した者につき学部教授会の議を経て、全学協議会に諮り、学年はじめに限り許可することができる。

II. 学費納入規程より入学に関する関連規程

- （１）再入学は原則として退学時の学部および学科とする。
- （２）再入学を願い出る場合は、手続の際、再入学する年度の入学検定料相当額の選考料を納入しなければならない。
- （３）再入学を許可された者は、所定の期日内に各校舎学事課で手続をしなければならない。
- （４）再入学を許可された場合の学費は、再入学する学年の学費（入学金のみ新入生の額）とし、許可後「１０日以内」に納入しなければならない。
- （５）大学学則第３８条により退学した者が再入学する場合、入学金を免除する。
- （６）再入学を許可された者の修業年限は、退学前の在学期間を通算する。
〔学則第６条 在学年限 最長８年間〕

〔参考〕 ＊令和４年度の検定料 ３５，０００円

※再入学の場合は、入学する学年、学部・学科等によって学費が異なります。

以 上

【大学院】

I. 大学院学則より

- 1) 退学した者（大学院学則第50条）および除籍した者（大学院学則第57条及び大学学則第50条）が再入学を願い出た場合には、当該研究科の議を経て、これを許可することができる。
- 2) 再入学者の在学上限年数は、修士課程においては4年から従前に在学した年数（学期）を除いた年数（学期）とし、博士後期課程においては6年から従前に在学した年数（学期）を除いた年数（学期）とする。
- 3) 前項の他、再入学に関し必要な事項は、別に定める細則によるものとする。

II. 学費納入規程より

- 1) 退学した者あるいは除籍された者が再入学を願い出る場合は、手続の際再入学する年度の入学検定料相当額の選考料を納入しなければならない。
- 2) 再入学を許可された場合の学費は、再入学する学年の学費（入学金のみ新生の額）とし許可後10日以内に納入しなければならない。ただし、大学院学則第50条により退学した者の再入学には入学金を免除する。
- 3) 大学院において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで退学後、再入学を許可された場合の学費は、前項の規定にかかわらず当該年度の授業料の1/10（千円未満四捨五入）とする。

〔参考〕 ＊令和4年度の検定料 35,000円

※再入学の場合は、入学する学年、研究科等によって学費が異なります。

以 上